

成城法学

8

論 説

給付利得の当事者決定基準 (-)

——三者不当利得の場合——

……………四宮 和夫

社会主義法に

いわゆる合理化提案……………石川惣太郎

いわゆる満足的仮処分と本案訴訟 (-)

——最高裁昭和54年4月17日

判決を機縁として—— ……野村 秀敏

EEC vs. ACP

——第二次ロメ協定締結

交渉過程の分析—— ……大隈 宏

小規模閉鎖会社における

取締役の解任……………今野 裕之

1980

12月

成城大学法学会



成城法学第八号 目次 (昭和五十五年十二月二十五日発行)

論 説

給付利得の当事者決定基準 (一)	四宮和夫	1
——三者不当利得の場合——		
社会主義法にいわゆる合理化提案	石川惣太郎	25
いわゆる満足的仮処分と本案訴訟 (二)	野村秀敏	47
——最高裁昭和五四年四月一七日判決を機縁として——		
EEC vs. ACP	大隈宏	81
——第一次ロメ協定締結交渉過程の分析——		
小規模閉鎖会社における取締役の解任	今野裕之	131



成城大学法学会

会 長	中 川 和 彦		
監 事	石川惣太郎	井 上 正 蔵	
評議員	畑 場 淳 子	井 上 明	大 隈 宏
	*大須賀 虔	大 沼 邦 弘	*奥 山 明 良
	恩 田 裕	金 沢 公 子	河 野 護
	今 野 裕 之	佐 藤 文 夫	*佐 藤 良 雄
	四 宮 和 夫	庄 政 志	*杉 山 隆 彦
	寿 田 竜 輔	滝 沢 聿 代	戸 松 秀 典
	野 村 秀 敏	*本 田 純 一	丸 山 愛 子
	三 藤 正	村 山 啓 子	安 田 一 郎
	矢 田 俊 隆	山 内 進	横 川 新

* 雑誌編集委員

成城法学第7号 目次

(昭和55年6月25日発行)

論 説

- フランスにおける会社グループに関する
クステ法案, についての若干の考察……………井上 明………… 1
- 構成要件の欠缺と可罰未遂の限界 (三・完)……………大沼 邦弘………… 69
- ヨーロッパ人権裁判所と個人
——「公正な満足」付与の問題を中心に——……………佐藤 文夫…………107
- ヒンツェの国制史における人間精神の意義 (三・完)…………山内 進…………143
- 判例家族法再検討の現段階 (その二)……………佐藤 良雄…………193

成城法学 第 8 号

昭和 55 年 12 月 15 日 印刷
昭和 55 年 12 月 25 日 発行

発行責任者 中川和彦
編集者 成城大学法学会
発行者 成城大学法学会

東京都世田谷区成城 6-1-20 (〒157) TEL 482-1181 (代)
印刷所 白鷗舎印刷工業株式会社 東京都江東区白河 1-4-11 (〒135)

ISSN 0386-5711